

国立大学法人東京農工大学国際センター運営規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京農工大学国際センター運営規則の一部を次のとおり改正する。

現 行	改 正 案	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学国際センター運営規則</p> <p>平成19年11月5日制定</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>(センター長)</p> <p>第4条 <u>組織運営規則第7条の2第2項に定める国際センター長(以下「センター長」という。)は、センターの業務を掌理する。</u></p> <p><u>2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第5条～第21条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略(現行どおり)</p> <p>(センター長)</p> <p>第4条 <u>国際センター長(以下「センター長」という。)は、原則として本学の教授をもって充てる。</u></p> <p><u>2 センター長は、センターの業務を掌理する。</u></p> <p><u>3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(センター長の選考)</p> <p><u>第4条の2 センター長の選考は、教育研究評議会の意見を参考にして、学長が行う。</u></p> <p><u>2 その他センター長の選考方法について必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>第5条～第21条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	

附 則

- この規則は、平成20年3月3日から施行する。
- 平成20年4月1日付けでセンター長となる者は本学の理事(広報・国際担当副学長)をもって充て、任期は平成21年3月31日までとする。
- 前項に掲げるセンター長が任期満了となった際の後任者の任期については、2年間とする。